

県南広域振興局長告示第89号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第3条第4項の規定により、次のとおり地方卸売市場の認定をした。

令和2年6月30日

県南広域振興局長 佐々木 隆

開設者		地方卸売市場		
名称	住所	名称	位置	取扱品目
花巻市	花巻市花城町9番地3	花巻市公設地方卸売市場	花巻市山の神670番地	野菜、果実、水産物
一印一関青果卸売株式会社	一関市樋渡25番地1	地方卸売市場一印一関青果卸売株式会社	一関市樋渡25番地1	野菜、果実
株式会社岩手県南青果市場	胆沢郡金ケ崎町六原下二の町215番地	地方卸売市場株式会社岩手県南青果市場	胆沢郡金ケ崎町六原下二の町215番地	野菜、果実
メフレ株式会社	胆沢郡金ケ崎町六原下二の町210番地	地方卸売市場メフレ	胆沢郡金ケ崎町六原下二の町210番地	水産物